

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
休日にあ  
るときは、  
その翌日  
に当たります)

## 目 次

- ◇ 条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例
- ◇ 規 則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 県たばこ消費税等の課税地の指定  
口座振替の方法により支出をすることができる金融機関の指定

## 条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十七号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条中「五百円」を「七百円」に改める。

第六十一条の二の見出し中「又は地方住宅供給公社」及び「又は住宅」を削り、同条中「又は地方住宅供給公社」を削る。

第六十七条第二項第一号中「第四十二条の二」を「第四十二条第一項」に改める。

第六十八条の二十二を第六十八条の二十四とし、第六十八条の二十一を第六十八条の二十三とし、第六十八条の二十中「第十八条第一項第三号」を「第十八条第三号」に改め、同条を第六十八条の二十二とし、第六十八条の十六から第六十八条の十九までを二条ずつ繰り下げ、第六十八条の十五の次に次の二条を加える。

(外国人留学生の寄宿舎の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除に関する申告)

第六十八条の十六 法第七十三条の二十七の八第一項の規定に該当する者は、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

一 不動産の所在及び名称

二 不動産を取得した年月日

三 外国人留学生の寄宿舎の用に供した年月日

(外国人留学生の寄宿舎の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予に関する申請等)

第六十八条の十七 法第七十三条の二十七の八第二項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、土地の取得にあ

つては当該取得の日から五年以内に当該土地を、家屋の取得にあつては当該取得の日から引き続き三年以上当該家屋を外国人留学生の寄宿舎の用に供することを証明するに足る書類を添付して、第六十四条の規定による申告をする際にあわせてこれを知事に提出しなければならない。

一 不動産の所在及び名称

二 不動産を取得した年月日

三 外国人留学生の寄宿舎の用に供する予定年月日又はその用に供した年月日

2 第六十八条第二項及び第六十八条の二の規定は、法第七十三条の二十

七の八第二項の規定による徴収猶予の取消し及び還付について準用する。

第三百三十七条第二項中「第五十六条の二」を「第五十六条の二の二」に

改め、同条第四項中「第五十六条の二の二第一項」を「第五十六条の二の

三第一項」に改める。

第三百三十九条中「又は第五項」を「若しくは第五項」に改め、同条第五

号中「陶磁器製造業」の下に「、木材加工業」を加え、「陶磁器の製造工

程における焼成の用途」を「製造工程における焼成又は乾燥の用途、これ

らの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途」に改め

る。

附則第二十五項中「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

附則第二十九項中「第二十五条の二第六項」を「第二十五条の二第七項」

に改める。

附則第四十七項中「昭和五十九年度分」を「昭和六十年年度分及び昭和六

十一年度分」に、「昭和五十四年三月鳥取県条例第二十三号」を「昭和五

十九年三月鳥取県条例第十二号」に改める。

附則第四十九項を削り、附則第五十項を附則第四十九項とし、附則第五

十一項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に

改め、同項を附則第五十項とし、附則第五十二項中「昭和六十年三月三十

一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改め、同項を附則第五十一項と

し、附則第五十三項中「昭和六十年三月三十一日」を「昭和六十三年三月

三十一日」に改め、同項を附則第五十二項とし、附則第五十四項中「昭和

六十年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改め、同項を附

則第五十三項とし、附則第五十五項から第五十八項までを一項ずつ繰り上

げ、附則第五十九項中「附則第五十七項」を「附則第五十六項」に改め、

同項を附則第五十八項とし、附則第六十項中「附則第五十七項」を「附則

第五十六項」に改め、同項を附則第五十九項とし、附則第六十一項中「附

則第五十七項」を「附則第五十六項」に改め、同項を附則第六十項とし、

以下一項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

2 改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)第三十四条の規定

は、昭和六十年年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、昭和五

十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日以

後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日

前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の

例による。

（自動車税に関する経過措置）

4 改正前の鳥取県税条例附則第四十七項に規定する電気を動力源とする自動車に対して課する昭和五十九年度分の自動車税については、なお従前の例による。

（狩猟者登録税に関する経過措置）

5 昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間において狩猟者の登録を受ける者に対して課する狩猟者登録税については、なお従前の例による。

### 規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 鳥取県規則第二十五号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「軽油引取税」を「県たばこ消費税等」に改める。

第四十三条中「風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第

二条第三項」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第三条第三項」に、「若しくは納入した」を「若しくは納入した」に、「かかる」を「係る」に、「滞納処分」を「若しくは換価の猶予が行なわれていること若しくは天災その他やむを得ない事由によるものである」を「を受けている」に改める。

附則に次の一項を加える。

4 条例附則第六十二項に規定する規則で定める宿泊及びこれに伴う飲食は、第四十回国民体育大会鳥取県実施本部又は第二十一回全国身体障害者スポーツ大会鳥取県実行委員会が宿泊者ごとに指定した旅館における当該宿泊者に係る宿泊及びこれに伴う飲食で、一人一泊の料金が次の表の上欄に掲げる宿泊者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額以下のものとする。

宿 泊 者 の 区 分	料 金
第四十回国民体育大会（夏季大会及び秋季大会に限る。以下「体育大会」という。）に参加する選手及び監督	五千五百五十円
体育大会に参加する役員並びに体育大会に係る報道員及び視察員	六千二百円
第二十一回全国身体障害者スポーツ大会（以下「スポーツ大会」という。）に参加する選手、監督及び介護人	五千八百五十円
スポーツ大会に参加する役員並びにスポーツ大会に係る報道員及び視察員	六千二百円

第六号様式中「軽油引取税の」を「下記軽油」や「下記の製造たばこ(軽油)」に、「軽油引取税」や「県たばこ消費税(軽油引取税)」

に、「特別徴収義務者」を「納税者(特別徴収義務者)」に、「軽油の名称」

を「名称」に、「海用」や「家庭用」(海用)に改める。

第六号様式の二中「(特別徴収義務者用)」を「(納税者用)」に

する。「軽油引取税の」を「納税者(居住者)所 氏名」や「納税者(特別徴収義務者) 氏名」に改める。

に、「軽油が」や「製造たばこ(軽油)が」に、「軽油引取税」を「消費税(軽油引取税)」に

「特別徴収義務者納税」

を「納税者(特別徴収義務者)」に、「軽油の名称等」を「名称」に

に、「軽油」を「製造たばこ(軽油)」に改める。

第二十七号様式その三を次のように改める。



第二十八号様式その五中「狩猟免許税」を「狩猟者登録税」に改め、同

様式その六中「**狩猟者登録**」を「**狩猟者登録**」に、

申請人、申請期限、申請料、**登録料**、**登録料**

申請料、申請期限、申請料、**登録料**、**登録料**

用税」を「県たばこ消費税、娯楽施設利用税」に改める。

第六十二号様式の三中「第四十二条の四第 項」を「第四十二条の第五項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第四百二十二号

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）第八条第三項の規定に基づき、県たばこ消費税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の課税地を次のとおり指定する。

昭和六十年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

県たばこ消費税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の課税地は、申告納付すべき日（普通徴収の方法による場合にあつては、課税すべき事実が生じた日）における卸売販売業者等（鳥取県税条例第七十一条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以の県内の主たる事務所又は事業所の所在地（県内に事務所又は事業所を下同じ。）有しない卸売販売業者等にあつては、鳥取県庁の所在地）とする。

### 鳥取県告示第四百二十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十五条の二の規定により、口座振替の方法により支出をすることができる金融機関を次のとおり定める。

昭和六十年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第五十八条第一項の設立の認可を受けた商工組合中央金庫で、鳥取県収納代理金融機関として指定されたもの
- 二 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第六条の免許を受けた労働金庫で、鳥取県収納代理金融機関として指定されたもの
- 三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第五十九条第一項の設立の認可を受けた農業協同組合で、鳥取県収納代理金融機関として指定されたもの